

企画提案競技に係る質問およびその回答

公募案件名	令和8年度教育現場におけるプレコンセプションケア普及啓発事業
-------	--------------------------------

No	1
回答日	2026年7月13日
該当箇所	企画提案募集要項 4 応募 (3) 提出部数
質問内容	正本1部、副本9部とありますが、正本と副本の違いはありますか。違いがない場合は、正本、副本ともに業者名を伏せない認識です。
回答	正本、副本について、構成内容は同じです。正本は各応募図書の原本、副本は原本の写しで作成していただく認識です。「企画提案募集要項5 審査(3) 実施方法エ」に基づき、正本、副本ともに業者名を伏せずにご提出願います。

No	2
回答日	2026年7月13日
該当箇所	企画提案募集要項 4 応募 (3) 提出部数
質問内容	提出部数、正本1部、副本9部につきましては、(5) 応募図書ア～キすべての書類について、正本1部、副本9部の提出となりますでしょうか。その場合、キ 添付資料の納税証明書については、正本1部は原本、副本9部は原本の写しでよろしいでしょうか。
回答	正本は各応募図書の原本、副本は原本の写しで作成していただく認識のため、副本にはすべての書類の写しを入れてください。納税証明書についても、同様の考え方です。 なお、県外の企業においては、「②全ての県税に滞納のない証明」がご提出いただけないかと思いますので、県税の納税証明ができない旨を確認する誓約書を別途お渡しいたします。

No	3
回答日	2026年7月13日
該当箇所	企画提案募集要項 4 応募 (5) 応募図書
質問内容	応募図書 ウ 企画提案書(様式任意) カ その他提案内容を説明する書類と記載がありますが、様式第1号には、「企画提案書(任意様式・A4縦片面印刷4枚以内)」「その他提案内容を説明する書類(任意様式・A4片面印刷)」と記載があります。 ウ 企画提案書は、任意様式・A4縦片面印刷4枚以内 カ その他提案内容を説明する書類は、任意様式・A4片面印刷の認識で間違いないでしょうか。 また、カ その他提案内容を説明する書類にてA3を使用する場合、A4サイズに織り込むことで問題ないでしょうか。
回答	ご認識に相違ありません。また、カ その他提案内容を説明する書類にてA3を使用する場合、A4サイズに織り込んでいただいて問題ありません。

No	4
回答日	2026年7月13日
該当箇所	企画提案募集要項 4 応募 (5) 応募図書
質問内容	キ 添付資料 (ア)会社概要等提案者の概要を説明する書類については、任意様式でよろしいでしょうか。
回答	任意様式で問題ありません。

No	5
回答日	2026年7月13日
該当箇所	企画提案募集要項 4 応募 (5) 応募図書
質問内容	応募図書についての綴じ方に指定はありますでしょうか？指定があればその方法についてご教示ください。
回答日	応募図書の綴じ方には特に指定はございません。

No	6
回答日	2026年7月13日
該当箇所	企画提案募集要項 2 応募 (5) 応募図書 カ
質問内容	その他提案内容を説明する書類については枚数の制限なしの認識でよろしいでしょうか。
回答	認識に相違ありません。

No	7
回答日	2026年7月13日
該当箇所	企画提案募集要項 5 審査 (3) 実施方法 ア (4) 審査方法
質問内容	審査会への出席及びプレゼンテーションはフルオンラインでも可能でしょうか（現地出席者なし）。
回答	フルオンラインを含め対応可能ですが、当日通信障害等が起こった際に、再度プレゼンテーションを実施していただくことはできません。可能であれば、代表者様1名は会場へお越しいただくことをお勧めします。

No	8
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容 (1) (2) (3) の (ア) 学習指導要領やはじめ規定を踏まえた内容で作成すること
質問内容	学習指導要領およびはじめ規定への適合について、県として特に留意すべき事項や参考としている指針等があればご教示ください。
回答	性に関する指導の留意点については、発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ながら実施することとしております。はじめ規定については、中学校の学習指導要領に基づくものではありませんが、高校生においても、学習指導要領の内容を基本とし、生徒や学校、地域の状況に応じて集団指導と個別指導を相互に関連づけて対応するものと考えております。

No	9
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容 (4) (1)～(3) のの媒体を用いた健体育の授業（教科書※3）をベースにした略案の作成
質問内容	※3 にて参考教科書をお示しいただいておりますが、こちらはどのような形でご提供いただけますか（現物またはスキャンデータ等）。
回答	スキャンデータ（PDF）です。

No	10
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 8 業務上の注意事項 (4) 成果物の利用（二次利用）
質問内容	採択となった場合、業務委託契約書内の著作権に関する事項として、下記のような文言を含んでいただくことは可能でしょうか。意図としては、一般に成果物の構成にも著作権がかかる認識ですが、構成は弊社のノウハウであり、今後の業務に支障が出るためです。 文言：「受託者が本件業務の着手前から有している知的財産権ならびに本県業務と同種の業務に共通に利用されるノウハウ、ルーチン、モジュール及び技術情報などに関する知的財産権は乙に留保され、乙はこれらを利用して自由に他の業務を行うことが出来るものとする。」
回答	当方よりお示しする委託契約書、仕様書については、あくまでも委託期間内の成果物の二次利用にかかる権利の譲渡を求めるものであって、各企業の知的財産権やノウハウ等の譲渡は求めておりません。 そのため、文言の追加は不要と考えております。

No	11
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 2 事業目的
質問内容	本事業の対象者は、高校1年生から3年生までの生徒であり、学年および性別を問わない認識でよろしいでしょうか。
回答	認識に相違ありません。 カリキュラムとして、薬物や飲酒・喫煙は1年生、妊娠等は2年生で指導することが多いことから、メインターゲットは高校1年生、2年生になると想定しています。

No	12
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容
質問内容	レジュメの配布方法について、印刷物またはデータでの配布のいずれを想定されていますでしょうか。また、想定されておりますレジュメのサイズやページ数はありますか。
回答	レジュメの配布方法としては、印刷物とデータでの配布どちらも想定しています。 レジュメサイズとページ数については、A4サイズを想定しております。 ページ数については特に想定・制限はありません。

No	13
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容
質問内容	レジュメや教職員向け資料、動画等に使用するイラストについて、AIによる画像生成ツールを用いて制作したものを使用することは可能でしょうか。
回答	生成AIの利用は可能ですが、利用するにあたっては、「兵庫県生成AIガイドライン」をご確認いただき、委託事務の処理過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物についても第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証していただく必要があります。

No	14
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容
質問内容	レジュメおよび教職員向け資料において、参考図書や参考メディアを紹介することは可能でしょうか。（自社の既存媒体や他企業の発行図書を参考に各種媒体の作成を行っても良いか）
回答	エビデンスが確かな内容であれば可能です。

No	15
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容
質問内容	講義動画について、実際の授業での活用方法として、YouTube等の動画配信プラットフォームへの掲載やDVD化など、どのような運用を想定されていますでしょうか。
回答	当県が保有するYoutubeチャンネル「ひょうごチャンネル」への掲載を予定しています。

No	16
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容
質問内容	仕様書に例示されている保健体育科の教科書「現代高等保健体育（大修館書店）」以外の教材・教科書をベースとして制作しても問題ないでしょうか。
回答	問題ありません。

No	17
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容
質問内容	教材制作にあたり、民間企業から協賛を得ることは可能でしょうか。（協賛を得た民間企業からの教材（生理用品等）の提供を想定）
回答	協賛を得ることは可能です。その場合、担当課において県の要綱に基づき対応を行うため、提案内容を踏まえ協賛の必要性を検討します。

No	18
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容
質問内容	仕様書に「参考資料として盛り込む」とありますが、具体的にはどのような参考資料や情報をレジュメ内に掲載・紹介することを想定されていますでしょうか。例えば、県のプレコンに関するWebページや関連施策の紹介等を指しているのでしょうか。想定されている内容についてご教示ください。
回答	担当課としては、仕様書P3【（１）～（３）媒体作成例】のような内容でレジュメの内容を検討しております。また、「参考資料」とは、生徒が授業外で自主的に目を通せるものや先生が必要に応じて授業内に組み込むことができるものを想定しております。 【（１）～（３）媒体作成例】レジュメへの反映内容は多岐にわたっており、すべてを盛り込むことは難しいと考え、※印参考資料として示しております。 なお、【（１）～（３）媒体作成例】ならびに本回答における担当課の想定はあくまでも1例であり、その他の提案を妨げるものではありません。

No	19
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 6 報告書作成・成果物の提出
質問内容	成果物の提出期限について、県で想定されている制作・確認スケジュールがございましたらご教示ください。
回答	成果物は令和9年3月31日までに納品いただく予定です。 具体的な制作・確認スケジュールは、各種媒体に応じて委託事業者様にご作成いただき、担当課で確認させていただきます。 今回の事業の特性上、担当課だけでなく教育委員会や広報部門にも確認を取りながら制作を行うため、確認期間にゆとりをもったスケジュール提案を希望します。

No	20
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 8 業務実施上の注意事項
質問内容	再委託先への発注について、金額や業務範囲に関する制限はありますでしょうか。（例：事業費総額の50%を超える再委託は不可 など）
回答	原則、再委託は不可とさせていただいております。 やむ負えない理由がある場合には、事前にご相談をいただき対応を検討している状況です。万が一、再委託が必要となった場合は、再委託先が本プロポーザルに参加していないこと、再委託金額の合計が委託金額の50%以下であること等の制限を設けています。

No	21
回答日	2026年7月13日
該当箇所	募集要項 4 応募
質問内容	副本9部について、提案事業者名が特定されないよう、事業者名やロゴ等を黒塗りした応募図書（ア ～ キ(ア)）を提出する対応で問題ないでしょうか。
回答	No. 1、No. 2への回答をご参照ください。

No	22
回答日	2026年7月13日
該当箇所	—
質問内容	共同企業体（JV）による応募は可能でしょうか。可能な場合は、応募要件や必要書類などの条件についてご教示ください。
回答	可能です。すべての構成員が応募資格を満たしていること、各構成員が本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないことを確認いただき、代表企業より申請してください。 その際、以下2点を応募図書とともにご提出願います。 ①共同企業体協定書（様式任意、写し1部）※代表企業に参加申込の権限を付与すること ②共同企業体届出書（様式7号、正本1部）

No	23
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容 「目指せ！プレコンマスター」や「プレコンはじめての一步。」をはじめとした既存の媒体を活用するなど（略）提案を行うこと。
質問内容	「目指せ！プレコンマスター」や「プレコンはじめての一步。」については、媒体の活用方法についてご案内されていますが、実際にはどれくらい活用されているのか開示いただける範囲でご教示いただけますと幸いです。
回答	各媒体は令和6年度末に完成し、県内の教育機関に活用に関する案内を行ったほか、タブロイド紙については各校に完成品を送付しました。令和7年度は関係機関との会議等において周知を行ってきたところです。今年度は、県内大学の大学祭におけるプレコンブース出展時に、動画「目指せ！プレコンマスター」の放映ならびに「プレコンはじめての一步。」をベースにしたパネル展示を行った他、県立大学の新入生向けにタブロイド紙を配布するなど積極的に活用しているところです。

No	24
回答日	2026年7月13日
該当箇所	企画提案募集要項 1 業務の目的
質問内容	プレコンの伝え方が難しい、という声があるとのこと、「目指せ！プレコンマスター」や「プレコンはじめての一步。」他、既存の媒体に対する声などでご共有いただけるものがあればご教示いただけますと幸いです。
回答	「目指せ！プレコンマスター」や「プレコンはじめての一步。」については、他自治体担当者や企業から『わかりやすくまとめられているから成人式で配布したい』『社員の健康教育に用いたい』等前向きなお声をいただいております。県内の養護教諭等を対象にした研修会では、『県のプレコンの取組について知らなかった』といったお声や、担当課のプレコンに関する説明を受けて『学校でのプレコンの必要性を認識した』とお声もあります。既存の媒体については、プレコンの概論を押さえる内容となっていますが、今年度は、教育現場で活用しやすいように学習指導要領に則った、より具体的な媒体を作成する予定です。

No	25
回答日	2026年7月13日
該当箇所	仕様書 5 業務内容
質問内容	レジュメやワークシートについては、教育現場で出力しやすいものを前提としたうえで、様式（判型、枚数やカラーor白黒）のご指定は特になしとの認識で相違ないでしょうか。また、講義動画は教員の方が投影するものなのか、各生徒のタブレットで見るものなのかについての想定がもしございましたらご教示いただけますと幸いです。
回答	レジュメやワークシートについて、現状様式の指定は特にありません。ご提案の内容等を踏まえ今後検討させていただければと考えております。講義動画につきましては、授業内での使用を想定しているため、教員による投影が主な活用場面と認識しておりますが、授業の構成によっては各生徒のタブレットで視聴する場合もあると考えますので、ご提案を妨げるものではありません。